

石川県弓道連盟規約細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、石川県弓道連盟規約（以下「規約」という。）第27条に基づき、石川県弓道連盟（以下「県連」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 規約第5条に基づく加盟団体の構成は、1市または1町単位が望ましい。

2 高等学校及び中学校弓道部は、それぞれ高体連及び中体連として団体加盟の扱いとする。

(加 盟)

第3条 高等学校及び中学校弓道部に所属しない学生又は生徒については、居住地の一般団体の会員として加盟を認める。

2 県連に加盟しようとする一般会員及び大学弓道部員は、会員登録申込書（様式1）に必要事項を記入の上、県連事務局に提出する。

3 新たに県連に加盟しようとする団体（構成人員10名以上）は、石川県弓道連盟加盟申込書（様式2）に必要事項を記入の上、規約及び会員名簿、該当会費等を添付して県連事務局に提出する。

(経 費)

第4条 規約第17条第1号から第4号までの金額（年額）は、次のとおりとする。

(1) 会費 一人 3,000円

(2) 加盟団体分担金

① 一般及び大学 会員数10名につき 1,000円

② 高体連 50,000円

③ 中体連 12,000円

(3) 加盟金 10,000円

(4) 称号受有者賛助金（範教錬士会費含む） 10,000円

(納入期日)

第5条 会費は、当該加盟団体の名簿を添えて毎年4月30日までに県連会計に納入する。

ただし、高校生及び中学生は会費を免除する。

2 加盟団体分担金は毎年3月末現在の登録会員数をもって算定し、4月30日までに県連会計に納入する。

3 加盟金は、県連に加盟を申し込むときに、県連会計に納入する。

4 称号受有者賛助金は、別に連絡する方法により毎年度納入する。

附 則

この細則は、平成18年2月5日から実施する。

この細則は、平成20年4月1日から実施する。